**平成２８年（フ）第５９８号**
仙台市太白区萩ケ丘10番14号　センチュリー萩ケ丘201
債務者　勝野　　純
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第５９９号**
仙台市太白区萩ケ丘10番14号　センチュリー萩ケ丘201
債務者　勝野瑠美子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第６００号**
仙台市太白区東中田１丁目24番69号
債務者　阿部　秀樹
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第６２９号**
仙台市太白区ひより台25番12号　恵千コーポ201
債務者　畠山　紀雄
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第６４３号**
仙台市若林区新寺４丁目４番３号　コーポヨコヤマ203
債務者　佐藤　康夫
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第６４８号**
仙台市太白区鹿野本町９番28号
債務者　小林　　稔
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第７１号**
福島県会津若松市桜町188番地の９、前住所福島県会津若松市西栄町３番24号　吉田アパート２Ｆ－７号
債務者　鈴木　静香
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２８年（フ）第７３号**
福島県会津若松市北青木14番９号、前住所福島県須賀川市桜岡18番地　エアポート118―101号
債務者　板橋　正美
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２８年（フ）第２６５号**
茨城県笠間市美原４丁目３番15号　ソレアードＡ201、前住所茨城県笠間市大田町208番地427
債務者　柏谷　明男
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで水戸地方裁判所

**平成２８年（フ）第８３号**
茨城県取手市宮和田485番地４
債務者　花香　明子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１１７号**
茨城県守谷市御所ケ丘２丁目12番地５　ホリデー守谷102
債務者　牛島　克彦
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１６０号**
茨城県取手市宮和田371番地２　ガーデンハウス202
債務者　藤谷　明男
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１７０号**
茨城県取手市野々井250番地27
債務者　岡田　　肇
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第２１０号**
群馬県高崎市台新田町307番地１　市住３棟68号
債務者　篠崎　征一
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第１１９６号**
さいたま市桜区大字上大久保387番地１　シャルマンⅠ　205号
債務者　深瀬　真弓（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１２９８号**
さいたま市桜区道場２丁目12番25号　フレンドヴィラ１　３－Ｅ
債務者　林　　仁
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１３０９号**
さいたま市南区辻１丁目25番15―502号
債務者　黒澤　力斗
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係